

卒業・終了の要件

「学生生活ハンドブック（2016）法学部から」

授業科目の履修について

1. 総 説

- (1) 授業科目は、共通科目群、専門科目群および演習群に区分される。
- (2) 本学を卒業するためには、次に掲げる各科目群の必要修得単位数を含めて130単位以上を修得しなければならない（教職に関する専門科目群を除く）。
 - ① 共通科目群 30単位以上
 - ② 専門科目群 66単位以上
 - ③ 演習群 16単位
- (3) (2)に掲げた①～③までの各科目群の合計単位数は112単位であるが、卒業に必要な130単位との差18単位については、科目履修の選択の幅を広げるために、①②に掲げた各科目群のいずれからでも修得することができる（フリーゾーン18単位）。したがって、学問的関心や卒業後の希望進路に応じて、これらの一つの科目群または複数の科目群から自由に科目を選択し単位を修得することができる。また、隣接科目として記載されていない他学部科目の履修により修得した単位および単位互換履修生として他大学で修得した単位をあわせて10単位まではフリーゾーンの18単位に算入することができる。
- (4) 単位数は、授業形態に応じて、次の基準によって計算する。
 - ① 講義及び演習は、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
 - ② 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
 - ③ 教職実践演習（中・高）は、30時間の授業をもって2単位とし、教育実習Ⅰおよび介護等体験実習は、科目の内容に鑑み、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (5) 授業科目は、在学中に変更になる場合がある。この場合、オリエンテーション等で説明があるので、必ず出席して、学生生活ハンドブックに変更内容等を記入しなければならない。

2. 履修の手続

- (1) 学生は本学の授業科目のうち、いずれの科目を履修するかは自分で決定しなければならない。その場合次のことを考慮すること。

履修できる科目は自分の学部・学科指定の授業科目表、シラバス（講義要項）および指定の授業時間割に基づくものとする。なおシラバスは学内ネットワーク（総合情報システム MELOS、以下 MELOS と表記）で確認することができる。

ただし、他学部開講科目は、所定の手続を経て、許可を受けた科目について履修することができる。
- (2) 学生は授業科目を受講する場合は所定の期日内に MELOS に接続し、履修登録する

こと。履修登録していない授業科目については原則として受講することができない。

- (3) 前期の履修登録は、24単位を上限とする。年間に修得できる単位数の上限を48単位(認定等で得た単位数はこの48単位に含まない)とする。ただし、4年生(卒業可能年次生)はこの限りでない。

後期の履修登録数が上限を超えて登録されたことにより年間修得単位数が48単位を超えた場合は、上限を超えた単位数分について取消を行う。

なお、半期の履修単位を計算する時、通年1単位の科目は半期0.5単位として計算する。

- ① 教職に関する専門科目群は、年間修得単位数48単位の別枠とする。
 - ② 教職課程の履修者で、履修制限を越えて教科の科目を履修(年間12単位)する場合は、教務担当へ申し出て所定の手続きをとること。
- (4) 履修制限科目には、予備登録科目と大人数履修制限科目がある。いずれの方法で登録するのかは、配布される「履修の手引き」で確認すること。なお、一旦予備登録し、履修登録した科目を取り消すには、科目担当者に申し出て履修削除をしなければならない。
- (5) 履修登録後の履修科目の変更、追加および取消しは、所定の期日内にMELOSに接続し、履修変更した場合に限って認める。

3. 履修の方法

(1) 共通科目群の科目履修について

- ① 共通科目群は、幅広く深い教養、総合的判断力および豊かな人間性を修得するために設けられている。共通科目群の科目は、情報、語学、健康とスポーツ、人間と文化、社会と歴史、科学と自然、共生の探究、体験型探究、キャリアの9つに区分されている。
- ② 共通科目群の科目には、情報、語学、スポーツおよび基礎的な学力を身につけるための科目が設けられている。これらの科目は、科目の性質上、1・2年次の間に履修することが望ましい。

イ。「情報化」に対応するための科目として「情報検定(Word)」から「ビジネス情報処理Ⅱ」までの科目を設け、基本的なコンピュータ操作の修得から高度な情報リテラシーを修得することまでも可能にしている。また、情報検定総合のように、各種情報検定試験に対応した科目も設けている。

ロ。外国語科目のうち、英語については必修科目である基礎英語Ⅰ・Ⅱおよびスキルアップ英語Ⅰ・Ⅱ(各2単位)のほかに、英語力を伸ばすための科目として、英語コミュニケーション、トピック対策英語Ⅰ・Ⅱ、英語ライティング、英語リーディングが開設されている。また、その他の外国語科目として、中国語入門・初級・中級、コリア語入門、ポルトガル語入門、ベトナム語入門が開設されている。

外国語科目については、これらの科目から必修科目である基礎英語Ⅰ・Ⅱおよびスキルアップ英語Ⅰ・Ⅱを含めて10単位以上を修得しなければならない(選択必修)。

ハ. 日本語に対する基礎的な学力を身につけるための科目として、日本語レッスンが開設されている。

ニ. スポーツ科目については、講義科目である「健康生活と生涯スポーツ」ならびに体育実技科目である「生涯スポーツ実習Ⅰ・Ⅱ」が設けられている。体育実技科目については、選択種目別にクラスを編成する。

体育実技科目を疾病等によって一時的に見学しなければならないような場合は、担当教員に申し出てその指示を受ける。

また、身体的な問題や医師の診断等によって、長期間にわたって体育実技の科目を受講できない場合は、すみやかに担当教員に申し出てその指示を受けなければならない。

ホ. 共通科目群「キャリア」の区分にある「基礎力養成Ⅰ・Ⅱ」は、おもに民間企業の採用試験において必要となる基礎学力を修得することを目的に開講する。「公務員基礎力養成Ⅰ～Ⅳ」は、おもに公務員を志望している学生のために、公務員試験に必要な基礎的な学力を修得することを目的に開講する。公務員試験の受験を希望する学生は、「公務員基礎力養成Ⅰ～Ⅳ」を積極的に受講すること。公務員基礎力養成科目は全部で4科目あり、それぞれに公務員試験に必要な基礎的な学力を養成するプログラムがあるので、受講希望者は4科目すべて受講すること。

③ 本学を卒業するためには、共通科目群から合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、この30単位には下記の科目を必ず含まなければならない。

・情報科目2単位（選択必修）

「情報（Word）」、「情報（Power Point）」、「情報（Excel）」の3科目（いずれも2単位）のうちから、2単位以上を修得すること。

・語学必修科目8単位

「基礎英語Ⅰ」、「基礎英語Ⅱ」、「スキルアップ英語Ⅰ」、「スキルアップ英語Ⅱ」の4科目（いずれも2単位）を修得すること。

・英語以外の外国語科目2単位（選択必修）

「中国語入門」～「ベトナム語入門」の6科目（いずれも2単位）のうちから、2単位以上を修得すること。

(2) 専門科目群の履修について

法学の基礎・基本を確実に身につけたうえで、現代社会において生じ得るさまざまな社会事象や、法的問題をはじめ日常生活において直面する諸問題について、豊かな人間性と幅広い視野を持って総合的に理解し、みずから主体的に課題を探究して解決に導くことができる、そのような法的対応能力を備えた人材を育成するという教育目標を達成するために、専門科目群の科目を、専門共通基礎Ⅰ、専門共通基礎Ⅱ、専門科目、隣接科目、認定科目、強化指定クラブ所属学生対象科目および留学生対象科目の7つに区分している。

① 専門共通基礎Ⅰ

法学、経済および経営をはじめとする社会科学の基礎を学ぶための科目として、専門共通基礎Ⅰが設定されている。専門共通基礎Ⅰは専門共通基礎Ⅱと同じく、専門科目の学びの土台となるものである。専門共通基礎Ⅰには、「市民生活と法」、「市民生活と経済」、「市民生活とビジネス」および「市民生活とキャリア形成」の4科目（8単位）が配置されており、いずれも必修である。

② 専門共通基礎Ⅱ

専門科目を学ぶ上で必要な基礎知識を身につけるとともに、法学のみならず経済学および経営学の基礎的な知識を修得するための科目として、専門共通基礎Ⅱが設定されている。専門共通基礎Ⅱには13科目（26単位）が配置されており、このうち、「国家と法（日本国憲法）」、「犯罪と法」、「企業と法」、「裁判と法」および「国際社会と法」の5科目（10単位）は必修である。これらの科目により、法学教育で重視される基本的な法（憲法・民法・刑法・商法・刑事訴訟法・民事訴訟法・国際法）に関する基礎知識と法体系、法的思考方法を修得する。

また、専門共通基礎Ⅱのうち、「戦後日本経済の動き」、「地域経済と消費者」、「国民経済と政府」、「市場の経済学」、「情報技術の経営学」、「人と組織の経営学」、「会計と資金の経営学」および「商品と流通の経営学」の8科目（16単位）は、経済学や経営学の基礎知識を修得する科目である。これらの経済学や経営学に関連する専門共通基礎Ⅱ8科目（16単位）から4科目（8単位）以上を修得しなければならない（選択必修）。

③ 専門科目

法学の各領域にわたって体系的・系統的に基礎的な知識を修得し十分な理解を得られるようにするための科目として専門科目を設けている。専門科目においては、法学教育で重要視される各専門領域における主要科目に関し、基礎法、公法、民事法、企業法、キャリア科目の5つのグループに区分している。

キャリア科目の履修については、次のとおりである。

「基本簿記」（2単位）は、1年次に開講し必修科目である。

「インターンシップⅠ」（2単位）、「インターンシップⅡ」（2単位）及び「インターンシップⅢ」（1単位）はいずれか1科目を2年次以降に修得しなければならない。いずれの科目も、「市民生活とキャリア形成」を修得した後にその履修が可能となる。「インターンシップⅠ」は2週間、「インターンシップⅢ」は1週間、原則として夏休みに受け入れ先機関において勤務の実習をするものである。「インターンシップⅡ」は、有償型のインターンシップで、履修方法については4月開催のインターンシップ・ガイダンスに出席し確認すること。

なお、2年次開講の「ビジネス模擬体験」は社会人基礎力を育成する研修科目であり、3年次開講の「キャリア支援講座Ⅱ」はSPI試験の対策科目である。これらは、他の関連科目の履修状況とは関係なく履修できるので、就職希望者には積極的な履修を勧める。また、3年次開講の「キャリア支援講座Ⅰ」は就職活動のための準備科目で、必ず履修しなければならない。

④ 隣接科目

法学の理解に役立ち、また、法学と関連が深く卒業後に必要となり得る経済学および経営学の領域に関する知識を修得することができるようにするための科目として、隣接科目を設けている。隣接科目には、経済学および経営学の領域に関する14科目(28単位)が設定されており、すべて選択科目である。学生は自らの勉学目標または卒業後の進路等を考えて、隣接科目を自由に履修することができる。

⑤ 認定科目

認定科目とは、講義や演習によらず、一定の検定試験に合格することを条件に、単位取得が認められる科目のことである。対象となる検定試験、認定される科目名および単位数は、次の通りである。

- ・日商簿記検定3級以上合格者：「簿記検定Ⅰ(2単位)」(必修)
- ・日商簿記検定2級以上合格者：「簿記検定Ⅱ(2単位)」

なお、認定手続きは各期の申請期間中に合格証書を教務担当に提出し、所定の手続きを経なければならない。

(3) 演習群の履修について

演習(ゼミナール)は、本学の特色の一つである少人数教育の一環として重視される科目であり、1年次から4年次までの各年次に、いずれも必修科目としての演習群科目(演習ⅠA・B～ⅣA・B)が設けられている。

演習群科目は、少人数制を採用するので、学生にとっては担当教員の専門分野に関する指導を直接受けることができるほか、学問を通じて友人に巡り会える良い機会となりうる。

① 「演習ⅠA・B」

1年次に開講される「演習ⅠA・B」(半期・2単位)は、学生生活全般にわたる指導を受けながら、学問の基礎を修得することを目的とする。演習ⅠA・Bでは基礎学力の修得に重点を置き、特に日本語能力の向上を目指すとともに、社会で生起するさまざまな現象について、関心と問題意識をもって主体的に調べ、考察し、ゼミ生間の意見交換などの方法によって、解決への道筋を探求することのできる知性と能力の養成を目指す。「演習ⅠA・B」は、専門科目担当者のほか、共通科目担当者も担当する。

② 「演習ⅡA・B」

「演習ⅡA・B」(半期・2単位)は、2年次に開講され、幅広い教養や法学の基礎力の充実を目的とする。特に、3年次より本格的に始まる専門科目の修得に向け、学問的興味と関心を高め、どのように法学を学んでいくかを自覚的に身につけるとともに、専門分野の演習科目となる「演習ⅢA・B」および「演習ⅣA・B」へスムーズ

な移行をするためにも重要である。「演習ⅡA・B」は、専門科目担当者のほか、共通科目担当者も担当する。

③ 「演習ⅢA・B」および「演習ⅣA・B」

「演習ⅢA・B」（半期・2単位）は3年次に開講され、「演習ⅣA・B」（半期・2単位）は4年次に開講される。その内容は、1・2年次で学んだ「演習ⅠA・B」および「演習ⅡA・B」を土台とするとともに、講義科目で得た法的基礎知識を基に、主体的にテーマを設定し、そのテーマについて深く研究することを通じて、より専門的な知識と法的問題解決能力を修得することを目的とする。法学部で教育を受けることの意義は、法的思考力すなわちリーガル・マインドを身につけることであり、「演習ⅢA・B」および「演習ⅣA・B」が、このリーガル・マインドの養成にきわめて重要な役割を果たすことになる。「演習ⅢA・B」および「演習ⅣA・B」は、専門科目担当者が担当する。

(4) 他学部の科目履修について

学生は、本学他学部にのみ開設されている授業科目（法学部の授業科目表に記載されていない科目）を履修することができる。この場合においては、所定の手続（教務担当に申し出ること）を経て許可を受けなければならない。

他学部で修得した単位は、10単位を上限として卒業するために必要な単位数に算入することができる。これらの単位は自由選択科目（フリーゾーン）として扱われる。

(5) 他大学の単位互換科目の履修について

2年次以上の学生は、他大学で開設されている特定の科目（単位互換科目）を所定の手続きを経て履修することができる。その大学で単位認定がされた場合、本学の単位として認められる。詳細については教務担当まで問い合わせること。

4. 単位の修得区分

(法学部ビジネス法学科) 単位の修得区分

単位の修得については次の区分に従って履修しなければならない。

科 目 区 分		卒 業 に 必 要 な 最 低 単 位		
共 通 科 目 群		必 修	8 単 位	} 30 単 位 以 上
		選 択	22 単 位 以 上 (情 報 科 目 2 単 位 以 上, 英 語 以 外 の 外 国 語 科 目 2 単 位 以 上 を 含 む)	
専 門 科 目 群	専 門 共 通 基 礎 I	必 修	8 単 位	} 66 単 位 以 上
	専 門 共 通 基 礎 II	必 修	10 単 位	
		選 択	8 単 位 以 上	
	専 門 科 目	必 修	4 単 位	
		選 択	1 単 位 以 上 (イ ン タ ー ン シ ッ プ I ~ III の う ち 1 科 目 以 上 を 含 む)	
	認 定 科 目	必 修	2 単 位	
隣 接 科 目、強 化 指 定 ク ラ ブ 所 属 学 生 対 象 科 目、留 学 生 対 象 科 目	選 択			
演 習 群		必 修	16 単 位	16 単 位
共 通 お よ び 専 門 科 目 群 (フ リ ー ゾ ー ン)		選 択	※ 1	18 単 位 以 上
合 計				130 単 位 以 上

※1 フリーゾーンについて

隣接科目として記載されていない他学部科目を履修して修得した単位および単位互換履修生として他大学で修得した単位をあわせて10単位までは、フリーゾーンの18単位に算入することができる。

・外国人留学生について

授業科目表に従い必要単位を修得しなければならない。

・卒業要件について

卒業するためには、上記単位の修得区分に従い必要単位を修得しなければならない。

なお、教職に関する専門科目群は卒業単位に含まない。